

第4章

ニカラグアにおける草の根援助



ナンダイメの小学校校舎建設計画竣工式にて
(草の根班提供)

在ニカラグア日本国大使館では、草の根援助は、地域住民の生活環境改善、教育水準向上、保健・衛生情況改善等に非常に役に立つと認識して実施に力を入れてきた。ここではその詳細を説明する。

一 手続き・体制

草の根援助は住民の応募から始まる。まず応募に先立って大使館は年四回説明会を開いている。市役所、非政府・非営利団体（ニカラグア国内ならびに外国のNGOやNPO）、生産者組合等に対して広報、連絡をして所定の日に大使館の多目的ホールに集まってもらい、そこで草の根援助の応募方法、応募可能プロジェクト、供与限度金額、監査・モニタリング等について解説する（最近ではこの説明会は毎月行われていると聞く）。そして実際に応募用紙を配布してその書き方を説明する。これらの説明を行うのは、大使館の草の根専従スタッフ（委嘱員）で、「草の根班」と呼ばれている（写真27参照）。

二〇〇六年時点における草の根班の陣容は、ローカルスタッフの男性Kさんをチーフとして、男性Tさん、女性三人（Oさん、Tさん、Iさん）の五人の日本人、さらにニカラグア人ローカルスタッフの男性Mさんの計六人である。Kさん、Tさん、Oさんは青年海外協



写真27. 草の根・イン・アクション（草の根班提供）

力隊出身、いずれも現地のニカラグア人と結婚している。Tさんは単身でブルーフィールドの大学に行っていたというカリブ大好き人間、Iさんもメキシコ留学の経験があり、皆スペイン語に堪能である。案件の発掘、説明会、案件審査、工事のモニタリング、竣工式のアレンジ、竣工後の稼動状況チェック、一〜二年たった案件のモニタリング・評価とアフターサービス等の諸々の仕事をこの六人が分担して行っている。とくに二名は事後の案件のモニタリングを専属としている。

案件の応募は多い年に四〇〇件以上あり、この中から四〇〜五〇件に絞り込むのは大変な作業である。また、案件選出に不透明性があってはいけなないので大使館では客観的に案

件が決まるような独自の工夫をしている。

二 選考過程ならびに基準およびモニタリング

草の根班に応募があると、それぞれの案件は大使館における三回の審査を経る。まず一次審査は草の根班で行う。種々の要因を点数で表すようにチェック項目が定められている。たとえば、要因の重要度に応じてプラス要因は^{プラス}＋3、マイナス要因は^{マイナス}－2といった具合である。それを各チェック項目にもとづいて点数付けする。基準は、(一)「国別援助計画」などの優先分野かどうか、(二)国連開発計画の人間開発指数に照らしての妥当性、(三)申請団体の評価、(四)受益者の数、(五)過去の回数ならびに地域性の考慮、(六)その他(他の援助スキームとの関係)(表3参照)である。このチェック項目で合計五点以上の案件を第一次審査に送る。二〇〇四～二〇〇六年度の三年間で一次審査を通過した案件は平均四一%であった。この点数による評価は、したがって厳正でかなり厳しいものといえる。二〇〇三年度から導入されたこの方式をわれわれは「ニカラグア方式」と呼んだ。

「ニカラグア方式」による案件評価の具体的な例を紹介する。後述する二〇〇五年度の草の根案件の中で、たとえば、マクエリソ市農村部飲料水供給計画(後述する表四―五、四一

表3. ニカラグアにおける草の根審査基準（点数による評価）－ニカラグア方式－

I. 分野

1. ミレニアム開発目標（MDGs）、国家開発計画（PND）、各市開発計画（PDM）に貢献できる案件（+1）
2. ニカラグア国別援助計画（2002年度作成）の援助重点分野に当てはまる案件（+1）

II. 経済・社会背景

1. 経済、保健及び教育に関する指標に基づいて出された、人間開発指数（UNDP『ニカラグアにおける人間開発：希望の条件』2002年度版）が低い、またはやや低い市（+1）
2. 上記の人間開発指数が低い市には属さないが、経済・社会背景から特にプロジェクトを施行する強い必要性があると見なされる地域（+1）

III. 申請者（団体）

1. 能力

- a. 他機関、または我が方他スキームとの過去案件状況が芳しい場合（テーマ、対象地域、プロジェクト施行件数・金額を鑑みる）（+1）
- b. 組織体制・資金管理の良い団体（組織構造、資金管理体制、組織内規律の有無等を考慮し、案件形成、実施、実施後の維持管理のための資金・人員体制が十分確保できる等）（+1）
- c. 専門家が機関に所属、或いは雇用されている場合（+1）
- d. 行政能力が欠如している申請団体（例：コミュニティ組織）で他機関（NGO、市役所等）の行政・経済的支援を得て実施する案件（+1）

表3. ニカラグアにおける草の根審査基準（点数による評価）－ニカラグア方式－
（続き）

2. 自助努力

- a. 申請者または裨益者が案件の一部を、資金または労働提供にて負担する場合（+1）
- b. 第2次選考前までの申請者レスポンス（当方依頼書類の提出状況等）が芳しい場合（+1）
- c. 過去に草の根案件を実施し、実施状況が芳しかった団体（例：中間・最終報告の提出状況、終了期限までの案件履行状況、経理監査状況）（+1）

IV. 年間直接・間接受益者数（費用対効果の観点から）

1. 100人未満（0）
2. 100人以上1万人未満（+1）
3. 1万人以上（+2）

V. 地域性

1. 過去2年間に草の根案件を実施していない申請者または市管轄地域内（+1）
2. 草の根申請が初めての申請者又は市管轄地域内（+3）
3. 過去3年間実施プロジェクト累積が3件以上で、人口3万未満の市（-3）
4. 過去3年間実施プロジェクト累積が3件以上で、人口3万～10万人の市（-2）
5. 過去3年間実施プロジェクト累積が3件以上で、人口10万人以上の市（-1）

VI. その他

1. 我が方他スキーム（協力隊、シニア、専門家、一般無償等）との協調案件（+1）
2. 経済的效果：草の根実施によって生産的・経済的效果向上に直接結びつくもの（+1）
3. 特に草の根案件実施に緊急性が認められる場合（+1）

判定：このチェック項目で合計5点以上の案件を二次審査会議に提出する。

出所：在ニカラグア日本国大使館

番)は、九点という高い評価を得た。この計画は、マクエリソ市から一八キロメートル離れた農村エル・ブルヒル村に高低差利用の上水道システムを建設するもので、貯水タンク(八〇〇〇ガロン)、導水管(三二〇メートル)、排水管(四九〇メートル)の建設・敷設を含んでいた。この地域全体の配水により七五〇人の村人が利益を受けることになった。審査基準では、I 2のニカラグア国別援助計画における保健衛生分野に相当(+1)、II 1のUNDPによる人間開発指数(『ニカラグアにおける人間開発：希望の条件』二〇〇二年度版による)が低い地域(+1)、III 1 dの申請団体(エル・ブルヒル住民水道委員会)が市役所の支援を得て案件を実施(+1)、III 2 a受益者が案件の一部を無償労働提供(+1)、III 2 b事前調査後の対応が迅速(+1)、IVの直接受益者が一〇〇人以上一万人未満(+1)、そしてV 2初めての草の根案件(+3)というそれぞれの分類に該当して計+9となった。草の根の初回案件ということがかなり効いている。

また、次章五節のところで紹介するマナグア市内のオガール・クレア薬物依存症更生施設建設計画(二〇〇六年度)の例では、点数による評価は五点であった。同更生施設は二〇〇〇年に設立され、アルコール、シンナー、麻薬中毒、エイズ、家庭内暴力等で家を追われたり住む家のない男性を收容し、二年間の共同生活と研修を受けさせて社会復帰させる

ためのものである。老朽化した寄宿舎を二階建てに建て替え、寄宿舎、食堂、洗濯場を建設する計画であった。審査では、I 2 国別援助計画の保健衛生分野（+1）、II 2 対象地域がマナグア市であるが、大都市における薬物中毒が社会問題となつてきている事情（+1）、III 1 b 申請団体（オガール・クレア国際協会ニカラグア支部）が信頼できる団体である（+1）、III 2 a 申請団体が必要となる家具等を購入する（+1）、III 2 b 事前調査後の対応がてきぱきとして良好（+1）、IV 直接の受益者は現在研修中の三六人（0）、V 5 マナグア市は、過去三年間実施プロジェクト累積が三件以上で、人口一〇万人以上の市（-1）、VI 3 調査時に緊急性が判断された（+1）等が考慮され計+5となった。

さらに、二〇〇四年六月末から七月にかけてニカラグアは熱帯低気圧に襲われ、大雨のためにリオ・ブランコ市北西のムスン山で大規模な山崩れが発生したが、これにより農村部の八集落五七四家族の約三五〇〇人が、家屋、耕作地、家畜等を失った。このため比較的被害の少なかった山間のほかの地域に被災民の移住地を作ったが、道路インフラが整わなかった。移住地への道路全一三・八キロのうち状態の悪い六・二キロの農道を草の根で整備することになった（二〇〇四年度リオ・ブランコ市農村道路改善計画）。この案件は一次審査で七点を獲得した。内訳は、I 2 国別援助計画の重点分野、道路・交通インフラに相

当(＋1)、II UNDPの人間開発指数が低い(＋1)、III 1 b信頼できる申請団体(リオ・ブランコ市役所)(＋1)、III 2 a市役所が道路工事の一部を負担する(＋1)、III 2 b事前調査後の対応が迅速、良好(＋1)、IV 3受益者が被災民および農道沿いに住む農民を加えて四六五一人(＋1)、およびVI 3集中豪雨被害という緊急性(＋1)であった(なお余談であるが、この水害・地すべり被害に対して日本政府は、直後に災害緊急援助を発動し、テント、毛布、マット、飲料水用タンク、石鹼、発電機等の物資約十万六千ドル相当を引き渡した)。

二次審査は、年三〜四回行われるが、大使、参事官、経済協力担当官等と草の根班が一同に会して行う。一次審査を通った二十案件ぐらいについて、それぞれの担当者が案件説明を行い審査する。この際、審査のポイントはその案件がニカラグアの開発に真に必要なものかどうか、受益者である住民に役に立つかどうか、地域的重複が無いかどうかといった点から評価される。草の根案件の対象分野はもともとプログラム自身により定められているが、とくに重点的にチェックされるのが、ニカラグアの「国別援助計画」によって決められた六つの開発優先分野(教育、保健・医療、道路交通インフラ整備、農業・農村開発、防災、民主化支援)に該当するかどうかである。取り上げられなかった案件の中には、野球場建設、市営食肉解体場建設、公営市場建設等があった。これらは住民の需要という意味で

は大切である。たとえば、ニカラグアで盛んなスポーツといえば野球とボクシングが挙げられ世界的に有名な選手が出ている（米大リーグに出たデニス・マルティネス投手や現在同リーグで活躍中のビセンテ・パディージャ投手等、また前マナグア副市長アレックス・アルグエジヨは、ボクシング三階級制覇の世界チャンピオンであった）。そのため各地の市長から野球場の建設は頻繁に要請があった。また、食肉解体場や公営市場も需要の高いものである。しかし、「国別援助計画」の優先分野ではないので落とさざるをえない。一方、公営市場へのアクセス道路建設は道路交通インフラ整備の観点から取り上げられた（たとえば、二〇〇二年度サン・カルロス市の公営市場アクセス道路整備案件）。

次によく議論されたのは、そのプロジェクトが真に地元住民に役に立つあるいは効果的に被益するものかどうかという点である。たとえば、水道プロジェクトでも単に井戸を掘ったり、水を引くだけで良いのか、山村ではそれに付随して洗濯場とシャワーの施設も必要ではないかといった議論だ。暑い所なので温水シャワーの必要はないが、水場が衛生環境改善と同時に社交や情報交換の場となるような工夫である。これに該当するケースは、二〇〇五年度の場合、マナグア県ビジャ・カルロス・フォンセカ市の農村部水道システム改善計画の共同水場（後述する表四―三、三〇番参照）、チョンタレス県サン・ペドロ・デ・ロ

バゴ市水道システム改善計画の共同水場建設（表四一四、三六番）、およびマドリリス県バラカグイーナ市農村部飲料水システムの共同水場（表四一四、四〇番）がある。他の例では、公共図書館の本の整備により単に蔵書数を増やすだけでなく、コンピュータを設置してインターネットにつなげ、外界からの知識の吸収を促すといった情報化への対応を検討することである。これは二〇〇五年年度の場合、エステリ県サン・ファン・デ・リマイ市の市立社会サービス・センター改善計画（コンピュータ七台の設置）が該当する（表四一六、五四番）。要は、プロジェクトが地元住民に密着し、地域コミュニティに貢献することだ。

一方、申請団体が先進国のNGOや教会団体のケースがある。たとえば、ドイツのNGOが経営している学校への援助を日本が行うのかといった問題が発生する。どうしてドイツ本国ではなくて日本が援助しなければならないのかという素朴な疑問である。しかし、ニカラグアの現実を考えると誰かが助けなければならないので、こうした場合はケース・バイ・ケースで対処した。たとえば二〇〇五年年度の場合、マナグア市のヘドウィグ・イ・ロベルト・サムエル基金職業訓練学校強化計画（表四一一、三番）では、この基金はドイツ系であるがJICAのシニア海外ボランティアが自動車整備の教官として入っている点を考慮された。

この審査で約三割の案件が保留ないしふるい落とされる。一応承認された案件のなかでも、設計に対する技術的疑問、見積り等の妥当性、ほかの援助団体との協調案件で費用分担当が明確でないもの、申請団体の信頼性等に対して再調査が求められる。

草の根案件は一件一〇〇〇万円以内と定められている（案件によっては例外も認められていてこの限度以上も支出可能。たとえば、表四―五、五〇番の橋梁案件。また、人間の安全保障関連案件は一件一億円まで可能、但し現地側の負担するローカルコスト分が必要）。為替レートによって若干左右されるが、ドル換算では八万ドル強となる。しかし、案件によっては五万ドルぐらいでできるものもあり、案件数はとくに年度末になると予算の制約も考慮しなければならぬ。たとえば、二〇〇四年一二月に発生したインドネシア・タイにおける地震・大津波被害への援助が膨らんだ結果、同年度の草の根無償は件数で大幅な削減を余儀なくされた。ニカラグアでは、二〇〇四年度の草の根援助は四〇件と前年の六二件から大幅な下落をした。このように緊急事態も他の援助に影響する。

三次審査は二次審査で疑問の出た案件について、それぞれをクリアしたものが承認される。もちろんクリアできない案件は落ちる（この段階で年に三、四件保留ないし落選がある）。こうして草の根案件は決まるが、時間的には申請から承認まで三ヶ月以内に決定される。

決められた案件は東京の本省の許可が必要であるがこれは一般的に一ヶ月以内に完了する。工事が六ヶ月かかるとして草の根案件は平均して約一年で完成する。この速さが受益者に喜ばれる一因である。

このようにして日本大使館では、年平均五〇件ぐらゐの案件を決定し、東京に送つてその承認を得、実施に移した。案件は、小・中学校の教室建設、水道関連案件、保健所（現地では「保健センター」と呼ばれ診療機能を持つ）の改修や小規模の保健所（同「保健ポスト」と呼ばれる）の建設、道路や橋の建設、ゴミ収集・処理関連案件等を含んでいる。

東京本省の許可が出た案件は、五、六件をまとめて大使館においてカウンターパート（申請団体）の市役所や団体を呼んで調印式を行う。大使は代表者と共に契約書にサインする。また、当該案件の簡単な紹介が行われ、続いて承認費用相当分の小切手を各代表に渡す。各代表は小切手をもらうと皆一様にニコニコする。案件の始まる時点で資金が入手できるので、すぐ工事に着手できるわけである。参加者代表が謝意を述べ、ワインで乾杯となる。この式典には、マスコミも招待され、テレビ局も入るので場合によっては、その日の昼ないし夕方のニュース番組で報道される。もちろん新聞も翌日以降に記事となつて出るので宣伝効果が非常に高いのである。しかし、テレビ局のインタビュアーは時によって時局の

ほかの事柄についてもコメントを求め、うっかり不用意なことをしゃべるとすぐ報道され注目を集めることになってしまうので、宣伝効果が高い分、慎重になる必要がある。

最後にモニタリングのことを説明する。草の根案件は案件実施にあたり、中間モニタリング、完了モニタリングを行い、その案件が計画通り進められたかをチェックしている。ニカラグアの日本大使館の場合、草の根班の二名が専属でこの任に当たっている。モニタリングによって申請団体や工事請負業者とのコミュニケーションが良くなり、案件地域の社会・経済情報や次の草の根案件候補に関する情報が入る副次効果もある。

中間モニタリングでは、計画通り進んでいない案件に草の根班が介入あるいは相談に乗ったり、計画変更を認めたりする。申請団体は案件が終了した時点で完了報告書を提出する義務があり、大使館の完了チェックを受ける。資金に残余が生じた場合は返却しなければならぬ。また、一〜二年たった過去の案件に対するフォローアップ・モニタリングも行っており（二〇〇三年度より開始）、施設の老朽化や雨漏りといった事態をチェックして著しく効率の落ちた施設に対しては新たな補修案件として草の根で再度取り上げている。たとえば、二〇〇五年度のプロジェクトでは、カモアパ市少女保護施設改善計画（後述する表四一六、五三番）がこのフォローアップ案件に該当する。この施設は二〇〇〇年度に建設され

たものであるが、自然による漏水・湿気による被害が予想外にひどく補修・改築が必要となったものである。

このように日本大使館の草の根援助は、プログラム広報、案件発掘、事前調査、案件審査、実施、モニタリングと、厳しい人員の中で独自の工夫を加え効率良く行われている。

三 草の根援助の実績

前述したが、ニカラグアにおける草の根援助の実績は、最近四ケ年は、二〇〇三年度六二件四億一〇三七万円、二〇〇四年度四〇件二億八二〇九万円、二〇〇五年度五四件四億二一四三万円、二〇〇六年度四〇件三億二四九八万円であった。一例として以下では二〇〇五年度の草の根援助を取り上げる。

二〇〇五年度は、中米と日本が外交関係を樹立して七〇周年という節目の年なので盛りだくさんの周年行事が行われた（コラム4参照）。しかし、草の根援助は周年行事とは関係なく粛々と行われた。

七〇周年記念行事

二〇〇五年はニカラグアを含む中米と日本の外交関係樹立七〇周年にあたり、種々の周年行事が催された。二月に大統領府において七〇周年記念式典（特使として有馬龍夫政府代表の出席）、八月に東京において日本・中米首脳会談および中米首脳の愛・地球博中米デー参加、一〇月は常陸宮殿下・同妃殿下のニカラグア・エルサルバドルご訪問、一一月に東京においてジェトロ主催中米展開催等盛りだくさんの行事が行われた。同時に日本大使館では七〇周年記念事業として（一）両国友好記念切手の発行、（二）日本・ニカラグア公園建設、（三）両国外交史（スペイン語）の編纂を計画し実行した。これら三事業は、いずれも「見返り資金」が活用された。

ニカラグアにおける日本の記念切手の発行は、三回目である。前二回は、無償資金協力で行った橋梁や病院等が対象となった。今回大使館では、二〇〇四年二月からニカラグア郵便庁と協力して記念切手発行委員会を設けデザイン等を検討した。その結果、両国の国花（桜とサクアンホチエ）、火山国を象徴する両国火山（富士山とモモトンポ火山）、経済協力として草の根無償案件（ラ・シレーナ橋）、

技術協力としてシニア海外ボランティア（青い小鳥養護施設」への派遣）の四つを選び図案化したものを切手としてそれぞれ七万五〇〇〇枚印刷した。二〇〇五年二月二日に発行された七〇周年記念式典の中で発行式は行われた（写真28）。

「日本・ニカラグア公園」は、首都マナグアの都市整備改善計画の一環として計画された。公園は二つの部分からなり、ひとつはニカラグア・エリアの公園で子供の遊び場やバスケットボール等ができるコートを持ち、もうひとつは日本エリアで日本庭園と日本家屋の環境センターを有している。これも二〇〇四年三月からマナグア市役所と日本大使館で準備委員会が作られ月一回の検討が重ねられ



写真28. 4種の記念切手が貼られた封筒と大統領の押した最初のスタンプ

た。日本エリアの設計は、メキシコ在住のアルフォンソ・ムライ氏にお願いした。園内には石庭、獅子脅し、あずま屋、ミニ・富士山、ミニ・モモトンボ火山等が配置されている。また環境センターは多目的ホールとしてセミナー・シンポジウム、講演会、映写会等の文化・広報活動ができるほか、小図書館を有している(写真29)。日本庭園の開所式は二〇〇五年二月二八日に行われ、一〇月二〜五日に常陸宮殿下・同妃殿下がニカラグアをご訪問の折、同公園の記念碑除幕と国花のサクアンホチエの植樹がお二人の手で直に行われた。また、日本・ニカラグア公園全体の工事終了を待って同年一二月五日に市主催の開園式が執り行われた。



写真29. 日本庭園と環境センター (大使館提供)

日本とニカラグアの正式の外交関係樹立は一九三五年であるが、それ以前にも両国関係は存在した。一九〇九年にホセ・マドリス大統領から日本の明治天皇にあてた書簡が存在する。こうした外交史をニカラグアの歴史家オリエント・ボリバー氏に書いてもらったのが両国外交史『日本とニカラグアー両国外交関係史への貢献』（西語）である（写真30）。事実関係の確認等のため本の刊行まで約二年を要したが、二〇〇六年一月一五日にその刊行式典が外務省「旗の間」において行われた。

二〇〇五年度の五四件の草の根案件一覧は表四―一、四―二、四―三、四―四、四―五、四―六の通りである。内訳は、教育関係案件（小、中学校、養護学校、職業訓練施設の建設等）

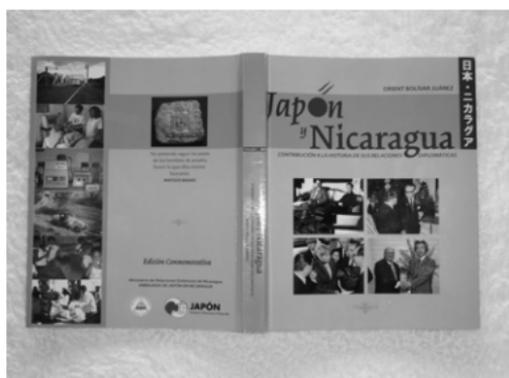


写真30. 両国の外交史の本

が二四件、保健・医療案件（保健所等の新築・改築）が四件、民生環境改善（水道施設建設、ゴミ収集車供与等）が一四件、運輸インフラストラクチャー（道路、橋梁、排水溝建設等）が八件、社会的弱者救済（福祉施設増改築等）や啓蒙活動等が四件であった。分野においても地理的広がりにおいても大使館が心配りしている様子がおわかりいただけると思う。この中で、五一番シウダ・サンディーノ市のパハリート・アスル（青い小鳥）養護施設は、重度の脳性麻痺の子供たちを含めた身障者を収容している施設であるが、常陸宮殿下・同妃殿下のニカラグア御訪問の際に両殿下がご見学された所でもあった。ここには青年海外協力隊の女性隊員、ならびにシニア海外ボランティアの女性も入って協力している養護施設である。

また、同表四番の小学一年生算数教材作成計画は、JICAプロジェクトの普及を助けるために出資されたものである。隣国ホンジュラスで行われた算数プロジェクトが好評であったのでニカラグアでも展開されることになった。これは小学生の算数用補助教材（算数練習ノート）とその教師のための指導書を作成するものである。小学一年生用からはじめて六年生用まで作る計画である。小学一年生用ができた段階（写真31参照）で当地の教育大臣がその内容を非常に気に入る、教師の研修用としてもっとたくさん刷れないかという話

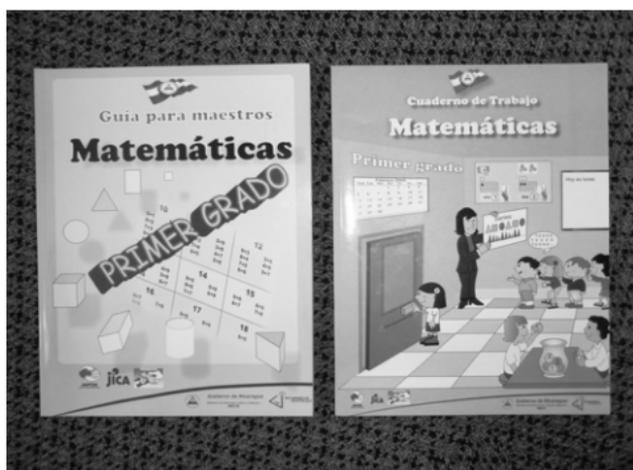


写真31. 小学校一年生用算数教本（右）と先生用マニュアル（左）

になり、草の根援助が協力することになった。JICAのプロジェクトは一般に、技術の開発と紹介まででその普及に関しては、先方政府の自助努力を促す必要もあり予算が付いていない。貧困国であるニカラグアのような国は、保健省でも教育省でも予算が限られていて、良い技術、ここでは良い本ができてでもその全国展開のための予算がない。なおこの算数補助教材は、その後教育省のお墨付きによりニカラグアの国定教科書に指定され、これから六年生用までの教科書を日本の援助で作ることになった。ただし、その普及費用に関してはまだ問題解決とはなっていない。普及されない技術は死んだ技術と同じである。貧困国に対しては、技術の普及も視野に入れた経済協力が大切である。

根プロジェクト一覧

申請額 (ドル)	案件概略
84,551	校舎2棟 (4教室、1図書室、1教員室、水洗トイレ2基、計456.66m ²) を新しい土地に建設し、学校備品 (机付き椅子158個、本棚1個、教師用机椅子6組) を供与。
75,839	1棟5教室 (計370.31m ²) と水洗トイレ (34m ² 、トイレ3基、手洗い場1ヶ所) を増築し、学校備品 (机付き椅子120個、教師用机と椅子各5個) を供与する。
84,598	既存自動車整備実習場の他に新たな実習場 (168m ² 、鉄骨製) を増設するための資材、②敷地内を通る危険な雨水用排水溝の一部 (橋の下流部、長さ68m×幅4m×深さ1.66m) を補強するための資材と、③職業訓練実習および講義用の機具を供与する。
23,544	①600冊の教師用算数指導書 (小学1年生用)、②4,500冊の児童用算数練習ノート (小学1年生用) を作成する。(教員養成学校7校と47モデル小学校の教師に対して、新教材を使用しての研修会を行うため。)
57,293	1棟5教室 (計373.58m ²) 増築。
78,903	1棟6教室 (計436.30m ²) を建て替える。
88,428	①モンセニョール・ベレス小学校において校舎1棟 (5教室、計339.47m ²) を新築、②同敷地内にサン・ホセ養護学級の校舎1棟 (教室2、トイレ1、教員室1、遊戯室1、計203.58m ²) を新築。
34,534	校舎1棟 (2教室、1トイレ、1教員室、屋外運動スペース、計203.78m ²) を新築。
83,358	6教室 (387m ²) の建替えおよび2教室の改修 (扉取替え、窓および鉄格子校舎1棟 (教室2、トイレ1、教員室1、遊戯室1、計200.48m ²) の新築。および同養護学級から5km離れた分校教室の屋根、天井、扉等の改修。
36,843	校舎1棟 (教室2、トイレ1、教員室1、遊戯室1、計200.48m ²) の新築。および同養護学級から5km離れた分校教室の屋根、天井、扉等の改修。
48,939	教室2、トイレ1、教員室1、遊戯室1、理学療法室1、計270m ² の新築。
80,210	2棟5教室 (計430m ²) 増築、机付き椅子120個、教師用机・椅子各5個、ホワイトボード10枚供与。

第四章 ニカラグアにおける草の根援助

表4-1. 2005年度草の

<教育関係>

	県	市	案件名	申請団体
1	マナグア	マテアレ	マテアレ市小学校校舎建設計画	ガイア協会
2	マナグア	シウダ・サンデ イーノ	シウダ・サンデイーノ 市小・中学校校舎建設 計画	ペドロ・ラファエル・ ダピラ・カルピオ小中 学校
3	マナグア	マナグア	ヘドウィグ・イ・ロベ ルト・サムエル基金職 業訓練学校強化計画	ヘドウィグ・イ・ロベ ルト・サムエル基金
4	マナグア	マナグア	ニカラグア小学1年生 算数教材作成計画	マナグア中央教員養 成校
5	マサヤ	ラ・コンセプシ オン	ラ・コンセプション市 中学校校舎建設計画	ギジェルモ・アンピ エ・ランサス中学校
6	グラナダ	ナンダイメ	ナンダイメ市小学校 校舎建設計画	カルメラ・ノゲラ小学 校
7	グラナダ	ナンダイメ	ナンダイメ市小学校 校舎および養護学級 校舎建設計画	サン・ホセ養護学級
8	グラナダ	ディリオモ	ディリオモ市養護学 級校舎建設計画	ラファエラ・エセラ養 護学級
9	レオン	レオン	レオン市小学校改善 計画	ヌエストラ・セニョー ラ・デ・ラス・メルセ デス小学校
10	レオン	ラレイナガ	マルバイシーヨ市養 護学級改善計画	マヌエル・イグナシ オ・ペレイラ・キンタ ナ養護学級
11	レオン	テリカ	テリカ市養護学級施 設建設計画	サンティアゴ・アポス トル養護学級
12	チナンデガ	チナンデガ	チナンデガ市農村部 小学校校舎建設計画	ティモテオ・バカ・セ イデル小学校

根プロジェクト一覧

申請額（ドル）	案件概略
92,720	①マデラス・ネグラス小学校に新たに校舎1棟（4教室：268.62m ² ）を建設し、簡易トイレ2基を設置、机付き椅子50個を供与、②エル・パボン小学校に1棟3教室（202.99m ² ）を立て替え、簡易トイレ2基を設置、机付き椅子50個を供与、③ロス・アラデイトス小学校に1教室（68.76m ² ）を新築、簡易トイレ2基を設置、机付き椅子50個を供与。
68,610	竜巻で被害を受けたヘネラル・トマス・マルティネス小学校の校舎1棟5教室（357.70m ² ）の建替えと別棟の改修（屋根張替え、渡り廊下修理）を行う。
70,530	校舎2棟（①教室2、トイレ1、倉庫1、遊戯室1、②教室1、トイレ1、倉庫1、教員室1、合計398.93m ² ）を新築。
32,885	①既存木工教室の建物の改修、②木工教室機具・裁縫教室機具・刺繍教室機具・タイプライター教室機具の供与。
82,921	老朽化した校舎1棟に代わる新たな校舎1棟（6教室と1図書室、計561.25m ² ）を建設。
88,897	①同市役所より寄贈された新しい土地に養護センター（養護教室2室、理学療法室、診療室の計216m ² 、水洗トイレ等）を建設、②養護教室用机付き椅子供与、③マイクロバス1台（30人乗り）の供与を行う。
69,500	校舎2棟（A棟：2教室、1トイレ、1倉庫、1遊戯室、B棟：1教室、1トイレ、1教員室、合計398.91m ² ）を新築。
89,932	同センター敷地内に二階建8教室（計573.50m ² ）の建物を増設する。
81,671	農村小学校4校それぞれに新校舎の建設（コンクリート16.3m×6.15mの教室を必要に応じて2教室とする、廊下32.90m ² 、総面積132.845m ² ）および簡易トイレを建設。
93,220	1棟（各56m ² の4教室と廊下部分を合わせて計282.24m ² ）と1棟（教員室と図書室の2室、各56m ² と廊下部分を合わせて計181.20m ² ）の計2棟を建設。
77,244	①校舎1棟3教室と図書室1室（各56m ² ）を建設し、②学校備品（机付き椅子120個、教室用テーブル4個、図書室用テーブル6個・ベンチ12個、本棚8個、教師用机10個・椅子13個）を整備。

第四章 ニカラグアにおける草の根援助

表4-2. 2005年度草の

<教育関係つづき>

	県	市	案件名	申請団体
13	チナンデガ	サン・ファン・デ・シンコ・ピノス	サン・ファン・デ・シンコ・ピノス市農村小学校校舎建設計画	サン・ファン・デ・シンコ・ピノス市役所
14	チナンデガ	コリント	コリント市小学校改善計画	ヘネラル・トマス・マルチネス小学校
15	チナンデガ	コリント	コリント市養護学校校舎建築計画	サン・ファン・ボスコ養護学校
16	チナンデガ	コリント	コリント市職業訓練センター改善計画	コリント児童コミュニケーション協会
17	チナンデガ	ビジャヌエバ	ビジャヌエバ市中学校校舎建設計画	ビジャヌエバ中学校
18	チナンデガ	チチガルバ	チチガルバ市養護センター建設計画	エベン・エセル養護協会
19	エステリ	コンデガ	コンデガ市養護学校校舎建設計画	ロベルト・クラーク養護学級
20	エステリ	エステリ	エステリ市児童保護教育センター建設計画	ファミリア・パドレ・ファブレット協会
21	北大西洋自治区	ワスララ	ワスララ市農村小学校校舎建設計画	大西洋岸自治地域司祭館ワスララ教育推進会
22	北大西洋自治区	ワспан	ワспан市技術中学校校舎建設計画	大西洋岸自治地域司祭館ワспан教育推進会
23	南大西洋自治区	ブルーフィールズ	エドウィン・バルトダノ小・中学校校舎建設計画	エドウィン・バルトダノ中学校

根プロジェクト一覧

申請額 (ドル)	案件概略
92,448	①技術中学校に2教室 (各56m ²) とコンピュータ教室 (70m ²)、廊下部分を合わせて総面積211.78m ² を増設、②各小学校に新たにコンクリートの校舎 (2教室：各48m ² 、廊下部分を合わせて総面積129.58m ²) 建設、およびそれぞれの技術中学校・小学校に不足する机付き椅子計160個を供与する。
56,576	サバテラ島ギネア地区に地域診療所 (78.43m ² ：太陽電池パネルによる電気システム、同パネルシステムによる水中ポンプ供与が含まれる) と、棧橋 (60m ²)、両者を結ぶ歩道 (120m ²) を建設するとともに、医療機材 (23種47点) と関連機材 (14種32点) を供与する。
27,839	ディリアンバ保健所に急性脱水症処置室 (URO、24.20m ²) を増築し、保健所全体を塗装すると共に、カサレス保健支所の扉、床、通路、トイレ等の改修、井戸の清掃と貯水タンクの設置、金網柵を建設 (109m)。
67,455	①サント・ドミンゴ保健所の改修工事 (屋根・天井張替え、扉新設、電気配線、トイレ・手洗い場の修理、簡易焼却炉建設、塗装)、②サント・ドミンゴ保健所とロス・チナモス診療所の産婦人科機具 (30種95点)、③サント・ドミンゴ保健所への救急車 (無線付き) の供与。
90,486	①保健所の屋根・天井・扉・窓・水道システム・トイレの改修、窓用鉄格子の設置、②産院建設 (120.85m ² ：寝室、特別看護室、台所、食堂兼居間、トイレ・シャワー室)、③医療機材12点、④救急モーターボートの供与。
83,707	農村部4地区の配水網敷設のためのPVCパイプ (4インチ～0.5インチ、計3,458本)、バルブ、アクセサリー等を供与。
84,756	6ヶ所の井戸掘削 (50～80m)、9ヶ所の共同水場 (手動ポンプ付き井戸、2洗濯台、2水浴室、計198.68m ²) とロス・ムニェス地区の4,000ガロン (約15m ³) 容器的貯水タンク建設、6個の手動ポンプ修理を行う。
93,248	600フィート (約200m) の井戸掘削、25馬力の水中ポンプ設置、3万ガロン (約113.5m ³) 容量の貯水タンクと配電小屋を建設し、現存の配水網改善・拡張のための配水主管用4インチ、3インチPVCパイプ計623本、約3,700m分を供与する。

第四章 ニカラグアにおける草の根援助

表4-3. 2005年度草の

<教育関係つづき>

	県	市	案件名	申請団体
24	南大西洋自治区	エル・アヨーテ	エル・アヨーテ市技術 中学校・農村小学校校 舎建設計画	大西洋岸自治地域司 祭館エル・アヨーテ教 育推進会

<保険・医療>

25	グラナダ	グラナダ	サパテラ島地域医療 向上計画	サパテラ島ギネア地 区住民委員会
26	カラソ	ディリアンバ	ディリアンバ市保健 システム改善計画	ディリアンバ保健所
27	チョンタレス	サント・ドミンゴ	サント・ドミンゴ市地 域保健向上計画	サント・ドミンゴ保健 所
28	南大西洋自治区	エル・トルトゥゲロ	エル・トルトゥゲロ 市保健システム改善 計画	エル・トルトゥゲロ 市役所

<民生環境（水道・ゴミ）>

29	マナグア	エル・クルセロ	エル・クルセロ市農村 部4地区水道網拡張計 画	エル・クルセロ市役所
30	マナグア	ビジャ・カルロス・フォンセカ	ビジャ・カルロス・フ オンセカ市農村部水 道システム改善計画	ファン23世社会活動 協会
31	マサヤ	ニンディリ	ニンディリ市農村部 水道システム改善計 画	ニカラグア・マノ・ア ・マノ協会

根プロジェクト一覧

申請額 (ドル)	案件概略
75,779	①サンタ・ロサ・デ・タバスクン村に貯水タンク (30m ³) を建設、水源 (湧き水) から貯水タンクまで2,300mの導水管を敷設し、地域全体への配水を可能にする。②サン・ファン・デ・アスワス村に貯水タンク (30m ³) を増設、新水源 (湧き水) から貯水タンクまで6,500mの導水管を敷設し、そこから既存の配水主管まで新たに300mの配水主管を敷設する。
89,757	370フィート (約120m) の井戸掘削、15馬力の水中ポンプ供与、2.5万ガロン (約95m ³) の貯水タンク建設と、配電・配管 (8,112.5m) 工事を実施する。
86,139	4万ガロン (約151.4m ³) の貯水タンクと貯水堰を建設、塩素注入器を設置し、水源となる湧き水から貯水タンクまでの総延長5,646mの導水管を敷設するとともに、新配水家庭と既存システムに接続済みで水量計未設置の家庭、計350戸に水量計を供与する。
83,043	300フィート (約100m) の井戸掘削、10馬力の水中ポンプ・塩素注入器設置、配電小屋建設、配電工事を実施するとともに、現存配水網の一部3,000mを3インチPVCパイプに敷設し直す。
69,845	①農村部5地区に計6ヶ所の井戸掘削を行い、既存4井戸と合わせ合計10ヶ所の共同水場 (2シャワー室と2洗濯場、4.2m×2.5m、井戸小屋3.0m×2.5m) を建設。10井戸には全て、手動ポンプを設置する。②同市街地周縁部3地区に水道網拡大のための3インチ、2インチ、0.5インチPVCパイプ計200本ほか、アクセサリ、水量計を供与する。
90,000	ゴミ収集車3台供与。
87,122	700フィート (約230m) の井戸掘削、7.5馬力の水中ポンプ設置、1万ガロン (約37.85m ³) 容量の貯水タンクと配電小屋を建設し、井戸と貯水タンクを結ぶ導水管として2インチパイプ2,715mを敷設する。
54,593	農村部カサス・ビエハ地区に22m ³ の貯水タンク・配電小屋建設、1.5馬力の水中ポンプ供与、360mの導水管と3,528mの配水主管敷設、ラス・メサス地区に貯水堰、22m ³ の貯水タンク・配電小屋建設、3馬力の水中ポンプ供与、1,212mの導水管、3,000mの配水主管敷設を行う。
87,685	7村9地区に新たに井戸を掘削し、手動式ポンプを設置した共同水場 (洗濯台、水浴室) を建設する。

第四章 ニカラグアにおける草の根援助

表4-4. 2005年度草の

<民生環境（水道・ゴミ）つづき>

	県	市	案件名	申請団体
32	ヒノテガ	サン・ホセ・デ・ボカイ	サン・ホセ・デ・ボカイ市農村部飲料水システム改善計画	コミュニティ発展ユニット (UDECO)
33	リバス	トラ	トラ市農村部水道システム建設計画	エル・パルマル、ラ・プロヴィデンスシア地区水道委員会
34	ボアコ	サンタ・ルシア	サンタ・ルシア市街地水道システム改善計画	サンタ・ルシア市役所
35	チョンタレス	ビジャ・サンディーノ	ビジャ・サンディーノ市街地水道システム改善計画	ビジャ・サンディーノ市役所
36	チョンタレス	サン・ペドロ・デ・ロバゴ	サン・ペドロ・デ・ロバゴ市水道システム改善計画	サン・ペドロ・デ・ロバゴ市役所
37	チョンタレス	フィガルバ	フィガルバ市ゴミ収集車整備計画	フィガルバ市役所
38	リオ・サン・ファン	サン・ミゲリート	サン・ミゲリート市エル・トゥーレ地区水道システム改善計画	エル・トゥーレ地区水道委員会
39	マタガルバ	シウダ・ダリオ	シウダ・ダリオ市農村部水道システム改善計画	エル・ポルベニール協会
40	マドリス	パラカグイーナ	パラカグイーナ市農村部飲料水システム建設計画	パラカグイーナ市役所

根プロジェクト一覧

申請額 (ドル)	案件概略
45,884	エル・ブルヒル村に貯水タンク (30m ³) を建設、水源 (湧き水) からの貯水タンクまで3,200mの導水管と4,900mの配水管を敷設し、地域全体への配水を可能にする。
50,478	ヤオヤ村に貯水タンク (28m ³) を建設、水源 (湧き水) から貯水タンクまで7,872mの導水管、7,942mの配水管を敷設し、地域全体の配水を可能にする。
78,107	同市6地区6.5区画 (長さ446.59m、総面積3,202.50m ²) に敷石舗装を施し、同時に全長991.25mの側溝および横断排水溝を建設する。
87,041	同市街地南西部ラ・クルス・ベルデ地区の総延長800m、総面積4,160m ² の道路に敷石舗装と歩道・側溝・横断排水溝を建設する。ポアコ市役所の支援あり。
92,377	長さ5km×幅4m×厚さ平均30cmの覆土・転圧工事、道の両側計10kmの側溝建設、3ヶ所に配水管埋設、16ヶ所に横断排水溝を建設。
69,867	4kmの農村道路に厚さ15~30cmの部分的な覆土・転圧、総延長8,000mの側溝建設。
92,503	同市街地から約3.5kmにあるエル・ウプト地区を流れるウプト川に新しく幅4m×長さ15mの桁橋を建設する。サン・フランシスコ・デル・ノルテ市役所の支援あり。
38,184	10区画、長さ1,000m、幅平均3.5m (覆土・転圧) (計3,500m ²) の道路整備、2,000mの側溝の建設、および横断排水溝10.8m ³ 建設。
91,187	農村部ティコラル村からラ・パトリオタ村サン・ホセ地区間9kmの内6kmの道路に厚さ30~45cmの部分的な覆土・転圧を行い、総延長12kmの側溝と24個の横断排水溝を作る。道路の残り3kmは市役所が負担。
149,449	エル・ラマ市農村部エル・コロラド地区に幅3.4m、長さ25mの桁橋を建設。

第四章 ニカラグアにおける草の根援助

表4-5. 2005年度草の

<民生環境（水道・ゴミ）つづき>

	県	市	案件名	申請団体
41	ヌエバ・セゴビア	マクエリソ	マクエリソ市農村部飲料水供給計画	エル・ブルヒル住民水道委員会
42	北大西洋自治区	シウナ	シウナ市農村部飲料水供給計画	命の水協会

<道路・橋梁・排水溝等>

43	カラソ	サン・マルコス	サン・マルコス市敷石舗装計画	サン・マルコス住民委員会 “ソル・デ・エスペランサ”
44	ボアコ	ボアコ	ボアコ市街地周縁部敷石舗装計画	ラ・クルス・ベルデ地区住民委員会
45	チョンタレス	アコヤバ	アコヤバ市農村道路改善計画	サン・パプロNo.1村道路改修委員会
46	マタガルバ	セバコ	セバコ市農村道路改善計画	セバコ市役所
47	チナンデガ	サン・フランシスコ・デル・ノルテ	サン・フランシスコ・デル・ノルテ市橋梁建設計画	エル・ウプト地区住民委員会
48	ヌエバ・セゴビア	ディピルト	ディピルト市旧市街地道路整備計画	ディピルト市役所
49	南大西洋自治区	ムエジェ・デ・ロス・ブエイジェス	ムエジェ・デ・ロス・ブエイジェス市農村道路改修計画	ムエジェ・デ・ロス・ブエイジェス市役所
50	南大西洋自治区	エル・ラマ	エル・ラマ市農村部橋梁建設計画	エル・ラマ市役所

根プロジェクト一覧

申請額 (ドル)	案件概略
80,616	新しく寄宿舍2棟(1棟:20人収容、トイレ・シャワー設備4つ、合計 186.50m ²)を建設。
20,855	巡回公演用4WDピックアップトラックを供与するとともに、同車両荷台にベランダ・ベンチと幌を設置し、同劇団の社会啓蒙活動を支援する。
22,298	2000年度案件フォローアップ。現在の調理場兼食堂を拡張 (29.88m ²) し、岩壁からの漏水に悩まされる調理場を移設する。あわせて現在中庭になっている部分に屋根と床を設置し、集会スペース (119.68m ²) を確保。同じく湿気によって塗装がはがれたオリエンテーション室、レクリエーション室、洗濯室等の塗装 (501m ²) を行う。
74,077	①老朽化した同サービスセンターの建物を建替えるため、新たにサービスセンター (図書室、書庫、非営利医薬品販売室、医薬品倉庫、トイレ3基、合計283.33m ²) を建築する。②図書室の充実を図り、さらに児童図書のコーナーを新設するため、児童図書206冊を含む計595冊の図書、本棚3個、および児童用長机1個 (椅子8個付き) を供与する。③図書室の一角にインターネットによる情報収集の場を新設するために、コンピュータ7台、その周辺機器、机・椅子、無線インターネット用アンテナ1台を供与する。

第四章 ニカラグアにおける草の根援助

表4-6. 2005年度草の

<福祉・啓蒙活動等>

	県	市	案件名	申請団体
51	マナグア	シウダ・サンデ イーノ	パハリート・アスル養 護施設寄宿舎建設計 画	パハリート・アスル養 護施設協会
52	マナグア	マナグア	社会啓蒙劇団活動支 援計画	劇団“チャ (CHA)”
53	ボアコ	カモアパ	カモアパ市少女保護 施設改善計画 (フォ ローアップ案件)	ラウラ・ビクーニャの 家
54	エステリ	サン・ファン・ デ・リマイ	サン・ファン・デ・リ マイ市社会サービス センター改善計画	サン・ファン・パウテ イスタ社会サービス センター

出所：在ニカラグア日本国大使館